

提出書類一覧表（法人申請）

No.	書類の名称	注 意 事 項
1	免許申請書	
2	宅地建物取引業経歴書	実績がない期間がある場合、宅建業を休業していないことの申立書（宅建協会・県庁HPに様式あり）を添付すること
3	誓約書	
4	専任の宅地建物取引士設置証明書	
5	相談役及び顧問株主等の名簿	用紙の省略不可
6	事務所を使用する権原に関する書面	事務所を賃貸借・使用貸借・転貸借している場合は、契約書の写し又は同意書（宅建協会・県庁HPに様式あり）を添付すること
7	略歴書	代表者、役員（取締役、監査役、理事、監事、執行役等）、政令使用人、相談役及び顧問
8	略歴書（専任の宅地建物取引士等）	専任の宅地建物取引士が必要（代表者、役員、政令使用人を兼任している専任の場合はNo.7の略歴書を提出すること）
9	代表者の連絡先に関する調書	代表者、役員（取締役、監査役、理事、監事、執行役等）、政令使用人が必要
10	従事する者の名簿	① 代表者、政令使用人、専任の宅地建物取引士や宅建業を主として取り組む者や一般管理部門に従事する者は含むこと ② 監査役・監事は従事できない
11	専任の宅地建物取引士勤務内容調書	出向の場合、地方局・土木事務所へ変更届を提出すること
12	事務所付近の地図	
13	事務所の写真	
14	身分証明書 (注意) 宅建業法の一部改正により、専任の宅地建物取引士については添付不要となりました。ただし、専任の宅地建物取引士が事務所の代表者や役員、政令の使用人を兼任している場合は添付が必要となります。	① 対象者：代表者、役員（監査役を含む）、政令使用人、相談役及び顧問、100分の50以上の株主又は出資者 ② 本籍地の市区町村役場が発行 ③ 外国人は身分証明書と同じ内容を誓約した誓約書（県庁HPに様式あり）及び住民票を添付すること ④ 個人番号（マイナンバー）の記載のないもの
15	登記されていないことの証明書 (注意) 同上	① 対象者：代表者、役員（監査役を含む）、政令使用人、相談役及び顧問、100分の50以上の株主又は出資者 ② 法務局、地方法務局の窓口で発行（郵送請求は東京法務局のみ） ③ 外国人も必要
16	決算書	① 直前1年間（事業年度）の表紙・貸借対照表及び損益計算書 ② 新規申請において、一度も決算をしていない場合は、設立当初の開始貸借対照表を添付すること
17	納税証明書	① 税務署の発行する直前1年間の法人税の納税証明書（様式「その1. 納税額等証明用」） ② 新設法人で第1期の決算期が到来していない場合は添付不要
18	履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本)	① 登記をした法務局が発行 ② 目的の中に宅建業を営む旨の記載が必要 ③ 農協・組合等、役員の登記を必要としない法人の場合は、役員一覧を添付（法人代表者が証明したもの（様式任意））
19	返信用封筒 (郵送申請の場合・交付後の免許証を郵送希望の場合)	返信先の住所・宛先を明記したうえ返信に必要な料金（郵送基本料金+簡易書留料金）の切手を貼付したもの（免許証重量15g） ・ 郵送申請の場合 郵送基本料金+簡易書留料金の切手を貼付した、副本と免許証（A4サイズ）が入る大きさの封筒 ・ 窓口持参で交付後の免許証を郵送希望の場合 郵送基本料金+簡易書留料金の切手を貼付した、免許証（A4サイズ）が入る大きさの封筒 ※ 郵送基本料金は申請内容によって提出書類の重量が異なるのでご注意ください。

※ 更新書類の提出が有効期間満了の30日前を過ぎると受付できません。免許の取り直しになりますのでご注意ください。

その他 ① 商号又は名称、事務所所在地、代表者・役員・政令使用人・専任の宅地建物取引士の就退任又は氏名に変更があったときは、「変更届出書及び添付書類」を提出して下さい。なお、従業者の変更があったときは、「従業者変更届」を遅滞なく届け出て下さい。（変更日から30日を過ぎて提出する場合は遅延理由書が必要です。）

② 専任の宅地建物取引士の登録内容（氏名、住所、本籍、従事する宅建業者の商号（名称）及び免許証番号）に変更がある場合、事前に「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」を提出して下さい。

(注) 1 官公署発行の証明書類は、受付日時点において、3か月以内に発行されたものを添付して下さい。
2 審査にあたり必要な場合は、上記以外の書類の提出を求めることがあります。
3 申請書は、この順番に、正本副本を別々に備えて下さい。